

ご契約の個別事項について

ご契約内容の詳細については、当社ホームページなどで公開しております「空調夏期契約」をご確認ください。

空調夏期契約

【概要】

約款名称	空調夏期契約
ガス機器の条件	空調機器を使用すること。 (※空調機器のガス使用量を算定する専用のガスメーターを設置していただきます。)
契約期間	有
契約単位	1 需要場所における専用ガスメーター

【料金表】

(税込)

時期	区分	使用量	基本料金 (1カ月につき) (※1)		基準単位料金 (1mにつき)
			定額基本料金 (1カ月につき)	流量基本料金単価 (1mにつき)	
<冬期> 12月～3月 検針分	A	0mから14mまで	913.00円	-	252.24円
	B	14mを超え29mまで	1,133.00円		237.25円
	C	29mを超え97mまで	1,562.00円		222.64円
	D	97mを超える場合	2,167.00円		216.45円
<その他期> 4月～11月 検針分	A	0mから845mまで	2,090.00円	820.84円	133.46円
	B	845mを超え2,001mまで	4,741.00円		130.32円
	C	2,001mを超える場合	26,290.00円		119.55円

(※1) 基本料金は、定額基本料金と流量基本料金 (※2) を合計した額をいいます。

(※2) 流量基本料金は、流量基本料金単価に契約使用可能量 (※3) を乗じた額をいいます。

(※3) 契約使用可能量とは、空調用熱源機の全定格入力 (kW) を標準熱量 (MJ) で除し3.6を乗じた値をいいます (小数点以下切り捨て)。ただし1m未満の場合は1mとします。

【ガス機器の条件について】

- ・条件を満たしていない場合は、お申し込みいただくことは出来ません。
- ・ガス機器の設置状況を確認させていただきため、ご使用場所をご訪問させていただく場合があります。
- ・条件を満たさなくなった場合は、速やかにその旨を当社へ連絡していただきます。
- ・条件を満たさなくなった場合は、当社は当該ガス需給契約を解約し、一般ガス供給約款を適用することがあります。
- ・条件を満たさないでガスをご使用の場合は、約款の定めにより、精算する金額を当社が申し受ける場合があります。

【契約期間について】

- ・契約期間は、ガスの使用開始日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。
- ・契約期間満了日までに解約のお申し出がない場合は、同一条件で自動継続いたします。
- ・当該ガス需給契約において契約期間満了前に解約された場合は、新たな使用のお申し込みを承諾できないことがあります。(一般ガス契約を除く。)